

ID: 220

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町上水道給水条例 第41条及び第42条		
<b>例規番号</b>	平成10年条例第13号		
<b>【基準】</b>			
<p>第41条及び第42条の規定による。 (過料)</p> <p>第41条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて、第21条第2項のメーターの設置、第30条の使用水量の計量、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第28条の料金、第29条の加入金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第42条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第28条の料金、第29条の加入金、又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日